

令和7年11月5日
滋賀県人事委員会

令和7年「職員の給与等に関する報告および勧告」の訂正について

令和7年「職員の給与等に関する報告および勧告」の別記第2（勧告）の一部について、下記のとおり誤りがありましたので訂正します。

記

1 訂正箇所

別記第2（勧告）1(2)オ（26ページ～27ページ）（宿日直手当関係）

2 正誤表

誤	正
（執務時間が通常の執務日の2分の1の時間である日の退庁時から引き続く場合にあっては、それぞれ <u>8,100円</u> 、 <u>11,700円</u> ）	（執務時間が通常の執務日の2分の1の時間である日の退庁時から引き続く場合にあっては、それぞれ <u>8,250円</u> 、 <u>11,850円</u> ）